

漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律案参照条文

目次

一 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第二百三十七号）（抄）	1
二 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第二百一二号）（抄）	10
三 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）（抄）	11
四 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）（抄）	11
五 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	14
六 民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）	15
七 借地借家法（平成三年法律第九十号）（抄）	15
八 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）（抄）	16
九 沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）（抄）	16
十 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第二百一十号）（抄）	17
十一 構造改革特別区域法（平成十四年法律第二百八十九号）（抄）	17

漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律案参考条文

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第二百三十七号）（抄）

（漁港施設の意義）

第三条 この法律で「漁港施設」とは、次に掲げる施設であつて、漁港の区域内にあるものをいう。

一 基本施設

- イ 外郭施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁
- ロ 係留施設 岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、桟橋、浮桟橋及び船揚場
- ハ 水域施設 航路及び泊地

二 機能施設

- イ 輸送施設 鉄道、道路、駐車場、橋、運河及びヘリポート
- ロ 航行補助施設 航路標識並びに漁船の入出港のための信号施設及び照明施設
- ハ 漁港施設用地 各種漁港施設の敷地
- 二 漁船漁具保全施設 漁船保管施設、漁船修理場及び漁具保管修理施設
- ホ 補給施設 漁船のための給水、給氷、給油及び給電施設
- ヘ 増殖及び養殖用施設 水産種苗生産施設、養殖用餌料保管調製施設、養殖用作業施設及び廃棄物処理施設
- ト 漁獲物の処理、保管 荷さばき所、荷役機械、蓄養施設、水産倉庫、野積場、製氷、冷凍及び冷蔵施設並びに加工場及び加工施設
- チ 漁業用通信施設 陸上無線電信、陸上無線電話及び気象信号所

リ	漁港厚生施設	漁港関係者の宿泊所、浴場、診療所その他の福利厚生施設
ヌ	漁港管理施設	管理事務所、漁港管理用資材倉庫、船舶保管施設その他の漁港の管理のための施設
ル	漁港浄化施設	公害の防止のための導水施設その他の浄化施設
ヲ	廃油処理施設	漁船内において生じた廃油の処理のための施設
ワ	廃船処理施設	漁船の破碎その他の処理のための施設
力	漁港環境整備施設	広場、植栽、休憩所その他の漁港の環境の整備のための施設

(漁港漁場整備事業の意義)

第四条 この法律で「漁港漁場整備事業」とは、第一号に掲げる事業で国が施行するもの又は同号若しくは第一号に掲げる事業で地方

公共団体若しくは水産業協同組合が施行するものをいう。

- 一 漁港施設の新築、増築、改築、補修若しくは除却、漁港の区域内の土地の欠壊の防止又は漁港の区域内への土砂の流入の防止その他の漁港の整備を図るための事業及びこれらの事業以外の事業で漁港における汚泥その他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のための事業
- 二 優れた漁場として形成されるべき相当規模の水面において行う魚礁の設置、水産動植物の増殖場及び養殖場の造成その他水産動植物の増殖及び養殖を推進するための事業並びに漁場としての効用の低下している水面におけるその効用を回復するためのたい積物の除去その他漁場の保全のための事業

(漁港の種類)

第五条 漁港の種類は、次のとおりとする。

第一種漁港 その利用範囲が地元の漁業を主とするもの

第一種漁港 その利用範囲が第一種漁港よりも広く、第二種漁港に属しないもの

第三種漁港 その利用範囲が全国的なもの

第四種漁港 離島その他辺地にあつて漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの

（地方公共団体が施行する特定漁港漁場整備事業）

第十七条 地方公共団体が漁港漁場整備事業のうち重要なものとして農林水産省令で定める要件に該当するもの（以下「特定漁港漁場整備事業」という。）を施行しようとする場合（第十九条の三第一項の特定第三種漁港に係る場合を除く。）には、漁港漁場整備基本方針に基づいて特定漁港漁場整備事業計画を定め、遅滞なく、これを農林水産大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。この場合において、地方公共団体は、特定漁港漁場整備事業の効率的な施行を確保する上で必要があると認めるときは、他の地方公共団体と共同して、特定漁港漁場整備事業計画の作成、届出及び公表をすることができる。

2 前項の特定漁港漁場整備事業計画においては、当該特定漁港漁場整備事業につき、目的、その施行に係る区域及び工事に関する事項、事業費に関する事項、効果に関する事項その他農林水産省令で定める事項を定めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を定めようとするときは、関係地方公共団体及び関係漁港管理者と協議しなければならない。

4 地方公共団体は、第一項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、その旨を公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を、当該公告の日から二十日間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 前項の規定による公告があつたときは、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該地方公共団体に対し意見書を提出することができる。

6 前項の規定による意見書の提出があつたときは、第一項の規定による届出には、当該意見書の写しを添付しなければならない。

7 農林水産大臣は、第一項の規定による届出があつた特定漁港漁場整備事業計画が漁港漁場整備基本方針に適合していないと認めるときは、当該地方公共団体に対し、これを変更すべきことを求めることができる。

8 地方公共団体は、前項の規定による求めを受けたときは、遅滞なく、当該特定漁港漁場整備事業計画について、必要な変更を行わなければならない。

9 農林水産大臣は、第一項の規定による届出があつた特定漁港漁場整備事業計画について第七項の規定による措置をとる必要がないと認めるときは、その旨を当該地方公共団体に通知しなければならない。

10 地方公共団体は、事情の変更その他の事由により必要がある場合において、第一項の特定漁港漁場整備事業計画の変更（農林水産省令で定める基準に適合する軽微な変更（以下「軽微な変更」という。）を除く。）をしたときは、遅滞なく、これを農林水産大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。

11 前項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の変更（軽微な変更を除く。）については、第三項から第九項までの規定を準用する。ただし、急速を要する場合には、第三項から第六項までの規定によることを要しない。

12 地方公共団体は、事情の変更その他の事由により必要がある場合において、特定漁港漁場整備事業（第十九条の三第一項の特定第三種漁港に係るもの）を除く。次項並びに次条第八項及び第九項において同じ。）の全部若しくは一部を廃止し、又はその施行を停止したときは、遅滞なく、これを農林水産大臣に届け出るとともに、廃止の場合にあつては廃止した旨、その理由その他農林水産省令で定める事項を、施行の停止の場合にあつては施行を停止した旨、その理由その他農林水産省令で定める事項を公表しなければならない。

13 地方公共団体は、特定漁港漁場整備事業の全部若しくは一部を廃止し、又はその施行を停止しようとするときは、関係地方公共団体及び関係漁港管理者と協議しなければならない。ただし、急速を要する場合には、この限りでない。

（水産業協同組合が施行する特定漁港漁場整備事業）

第十八条 水産業協同組合が特定漁港漁場整備事業を施行しようとする場合（第十九条の三第一項の特定第三種漁港に係る場合を除く。）には、漁港漁場整備基本方針に基づいて特定漁港漁場整備事業計画を定めた上、農林水産大臣の許可を受けなければならぬ。

2 水産業協同組合は、前項の規定による許可を受けたときは、遅滞なく、当該許可に係る特定漁港漁場整備事業計画を公表しなければならない。

3 第一項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の作成については、前条第二項から第六項までの規定を準用する。この場合において、同条第五項中「当該地方公共団体」とあるのは「当該水産業協同組合」と、同条第六項中「第一項の規定による届出には」とあるのは「第十八条第一項の規定による許可の申請をするには」とそれぞれ読み替えるものとする。

4 水産業協同組合は、事情の変更その他の事由により必要があるときは、農林水産大臣の許可を受けて、第一項の特定漁港漁場整備事業計画の変更をすることができる。ただし、軽微な変更については、許可を受けないでできる。

5 水産業協同組合は、前項本文の規定により特定漁港漁場整備事業計画の変更をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 第四項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の変更（軽微な変更を除く。）については、前条第三項から第六項までの規定を準用する。ただし、急速を要する場合には、これらの規定によることを要しない。

7 前項の場合において、前条第五項中「当該地方公共団体」とあるのは「当該水産業協同組合」と、同条第六項中「第一項の規定による届出には」とあるのは「第十八条第四項の規定による許可の申請をするには」とそれぞれ読み替えるものとする。

8 水産業協同組合は、事情の変更その他の事由により必要があるときは、農林水産大臣の許可を受けて、特定漁港漁場整備事業の全部若しくは一部を廃止し、又はその施行を停止することができる。この場合には、前条第十三項の規定を準用する。

9 水産業協同組合は、前項の規定により特定漁港漁場整備事業の全部若しくは一部を廃止し、又はその施行を停止したときは、遅滞なく、廃止の場合につては廃止した旨、その理由その他農林水産省令で定める事項を、施行の停止の場合につては施行を停止し

た旨、その理由その他農林水産省令で定める事項を公表しなければならない。

- 10 農林水産大臣は、第一項、第四項又は第八項の規定による許可をするについては、あらかじめ水産政策審議会の議を経て定めた基準によらなければならぬ。

（国が施行する特定漁港漁場整備事業）

第十九条 国が特定漁港漁場整備事業を施行しようとする場合には、農林水産大臣は、漁港漁場整備基本方針に基づいて特定漁港漁場整備事業計画を定め、遅滞なく、これを公表しなければならない。

2 前項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の作成については、第十七条第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同条第五項中「当該地方公共団体」とあるのは、「農林水産大臣」と読み替えるものとする。

3 農林水産大臣は、事情の変更その他の事由により必要がある場合において、第一項の特定漁港漁場整備事業計画の変更（軽微な変更を除く。）をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の変更（軽微な変更を除く。）については、第十七条第三項から第五項までの規定を準用する。ただし、急速を要する場合には、これらの規定によることを要しない。

5 前項の場合において、第十七条第五項中「当該地方公共団体」とあるのは、「農林水産大臣」と読み替えるものとする。

6 農林水産大臣は、事情の変更その他の事由により必要がある場合において、特定漁港漁場整備事業の全部若しくは一部を廃止し、又はその施行を停止したときは、遅滞なく、廃止の場合にあつては廃止した旨、その理由その他農林水産省令で定める事項を、施行の停止の場合にあつては施行を停止した旨、その理由その他農林水産省令で定める事項を公表しなければならない。

7 前項の規定による特定漁港漁場整備事業の廃止又はその施行の停止については、第十七条第十三項の規定を準用する。

（費用の負担及び補助）

第二十条 国が特定漁港漁場整備事業を施行する場合には、国は、政令で定める基準に従い、その費用の一部を当該漁港の漁港管理者の同意を得て、これに負担させることができる。

2 国以外の者が第三種漁港又は第四種漁港について特定漁港漁場整備事業を施行する場合には、第三条第一号の基本施設の修築に要する費用は、次の表の上欄及び中欄に定める区分に従い、それぞれその下欄に定める割合を国において負担する。

施行者	漁港の種類	国の負担割合
地方公共団体	第三種漁港	北海道にあつては百分の七十（係留施設については、百分の六十）、その他の地域にあつては百分の五十（特定第三種漁港の外郭施設については、三分の一）
	第四種漁港	北海道にあつては百分の七十（係留施設については、三分の一）、その他の地域にあつては三分の二（係留施設については、百分の五十）
水産業協同組合	第三種漁港	北海道にあつては百分の九十（係留施設については、百分の七十五）、その他の地域にあつては特定第三種漁港については百分の七十（係留施設については、百分の六十）、その他の第三種漁港については百分の六十（係留施設については、百分の五十）
	第四種漁港	北海道にあつては百分の九十（係留施設については、百分の八十）、その他の地域にあつては百分の七十五（係留施設については、百分の六十）

3 国以外の者が第一種漁港又は第二種漁港について特定漁港漁場整備事業を施行する場合には、第三条第一号の基本施設の修築に要する費用は、次の表の上欄に定める区分に従い、それぞれその下欄に定める割合をもつて、国は、当該特定漁港漁場整備事業の施行者に補助する。

施行者	国の補助割合
地方公共団体	北海道にあつては百分の七十（係留施設については、百分の六十）、その他の地域にあつては百分の五十
水産業協同組合	北海道にあつては百分の九十（係留施設については、百分の七十五）、その他の地域にあつては百分の五十

- 4 国以外の者が特定漁港漁場整備事業を施行する場合において、特に必要があると認めるときは、国は、前一項に規定するもののほか、政令で定める基準に従い、予算の範囲内で当該特定漁港漁場整備事業に要する費用の一部を当該特定漁港漁場整備事業の施行者に補助することができる。
- 5 第二項又は第三項の規定により国が負担し、又は補助することとなる金額は、国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内とする。

(漁港施設の処分の制限)

第三十七条 漁港施設の所有者又は占有者は、漁港管理者の許可を受けなければ、当該施設の形質若しくは所在の場所の変更、譲渡、賃貸又は収去その他の処分をしてはならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画又は漁港管理規程によつてする場合は、この限りでない。

- 2 漁港管理者は、漁港の保全上必要があると認める場合には、前項の規定に違反した者に対し、原状回復を命ずることができる。
- 3 前項の規定による原状回復に要する費用は、当該違反者の負担とする。

附 則(抄)

2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第二十条第二項又は第三項の規定により国がその費用について負担し、又は補助する特定漁港漁場整備事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十条第二項又は第三項の規定(これらの規定による国の負担又は補助の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が負担し、又は

補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

3 国が、当分の間、地方公共団体に対し、第二十条第四項の規定により国がその費用について補助することができる特定漁港漁場整備事業で社会資本整備特別措置法第二条第一項第一号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十条第四項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

4 国は、当分の間、地方公共団体に対し、前二項の規定による場合のほか、漁港施設の整備並びにこれと併せて漁港施設に相当する施設及び漁港の環境の整備を行う事業並びに第四条第一号に掲げる事業（第二十条第二項、第三項又は第四項の規定により国がその費用について負担し、又は補助する特定漁港漁場整備事業を除く。）で社会資本整備特別措置法第二条第一項第一号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部（特定漁港漁場整備事業以外の事業を市町村その他政令で定める者が施行する場合にあつては、その者に対し都道府県が補助する費用に充てる資金の全部又は一部）を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

7 国は、附則第一項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である特定漁港漁場整備事業に係る第二十条第一項又は第三項の規定による国の負担又は補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行つものとする。

8 国は、附則第三項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である特定漁港漁場整備事業について、第二十条第四項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時

において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第二百二十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「適用団体」とは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものと合算したものとの三分の一の数値（以下「財政力指数」という。）が、〇・四六に満たない都道府県をいう。

2 この法律において「開発指定事業」とは、適用団体が国の負担金若しくは補助金の交付を受けて行ない、又は国が適用団体に負担金を課して行なう次に掲げる施設に係る事業のうち、災害復旧に係るもの、当該事業に要する経費の全額を国が負担するもの及び当該事業に要する経費を当該適用団体が負担しないもの並びに北海道及び奄美群島の区域における事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割合がこれらの区域以外の区域におけるこれに相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものを除いたもので、政令で定めるものをいう。

- 一 河川
- 二 海岸
- 三 砂防設備
- 四 林地荒廃防止施設
- 五 地すべり防止施設
- 六 急傾斜地崩壊防止施設
- 七 林道

八 道路

九 港湾

十 漁港

十一 空港

十二 農地及び農業用施設

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）（抄）

（定義等）

第一条（略）

2～5（略）

6 この法律において「第一種特定海洋生物資源」とは、排他的經濟水域等において、漁獲可能量を決定すること等により保存及び管理を行うことが適當である海洋生物資源であつて、政令で定めるものをいう。

7 この法律において「第二種特定海洋生物資源」とは、排他的經濟水域等において、漁獲努力可能量を決定すること等により保存及び管理を行うことが適當である海洋生物資源であつて、政令で定めるものをいう。

8（略）

国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）（抄）

（国有財産の分類及び種類）

第三条（略）

2 行政財産とは、次に掲げる種類の財産をいう。

- 一 公用財産 国において国の事務、事業又はその職員（国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第二百七十七号）第二条第一号の職員をいう。）の住居の用に供し、又は供するものと決定したもの
- 二 公共用財産 国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定したもの

三 皇室用財産 国において皇室の用に供し、又は供するものと決定したもの

四 企業用財産 国において国の企業又はその企業に従事する職員の住居の用に供し、又は供するものと決定したもの

3・4（略）

（処分等の制限）

第十八条 行政財産は、貸し付け、交換し、売り払い、譲り出し、信託し、若しくは出資の目的とし、又は私権を設定することができない。

2・8（略）

（貸付期間）

第二十一条 普通財産の貸付けは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 植樹を目的として土地及び土地の定着物（建物を除く。以下この条及び第二十七条において同じ。）を貸し付ける場合 六十年以内

- 一 建物の所有を目的として土地及び土地の定着物を貸し付ける場合において、借地借家法第二十二条の規定に基づく借地権の存続期間を設定するとき 五十年以上

三 前二号の場合を除くほか、土地及び土地の定着物を貸し付ける場合 三十年以内

四 建物その他の物件を貸し付ける場合 十年以内

2 前項の期間は、同項第一号に掲げる場合を除き、更新することができる。この場合においては、更新の日から同項各号に規定する期間とする。

(貸付料)

第一十三条 普通財産の貸付料は、毎年定期に納付させなければならない。ただし、数年分を前納させることを妨げない。

2 前項の場合において、当該財産を所管する各省各庁の長は、借受人から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による貸付料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があつた場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することができる。

(貸付契約の解除)

第一十四条 普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に国又は公共団体において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業の用に供するため必要を生じたときは、当該財産を所管する各省各庁の長は、その契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合においては、借受人は、これによつて生じた損失につき当該財産を所管する各省各庁の長に対し、その補償を求めることができる。

第一十五条 前条第一項の規定により補償の請求があつたときは、当該財産を所管する各省各庁の長は、会計検査院の審査に付することができる。

2 各省各庁の長は、前項の審査の結果に關し、会計検査院の通知を受けたときは、その通知のあつた判定に基づき、適當な措置をと

らなければならない。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（公有財産の範囲及び分類）

第一百三十八条（略）

2・3（略）

4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

（行政財産の管理及び処分）

第一百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2・9（略）

（普通財産の管理及び処分）

第一百三十八条の五（略）

2・3（略）

4 普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、普通地方公共団体の長は、その契約を解除することができる。

5 前項の規定により契約を解除した場合においては、借受人は、これによつて生じた損失につきその補償を求めることができる。

6 普通地方公共団体の長が一定の用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定して普通財産を貸し付けた場合において、借受人が指定された期日を経過してもなおこれをその用途に供せず、又はこれをその用途に供した後指定された期間内にその用途を廃止したときは、当該普通地方公共団体の長は、その契約を解除することができる。

7～9 (略)

民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

(賃貸借の存続期間)

第六百四条 賃貸借の存続期間は、二十年を超えることができない。契約でこれより長い期間を定めたときであつても、その期間は、二十年とする。

2 賃貸借の存続期間は、更新することができる。ただし、その期間は、更新の時から二十年を超えることができない。

借地借家法（平成三年法律第九十号）（抄）

(借地権の存続期間)

第三条 借地権の存続期間は、三十年とする。ただし、契約でこれより長い期間を定めたときは、その期間とする。

(借地権の更新後の期間)

第四条 当事者が借地契約を更新する場合においては、その期間は、更新の日から十年（借地権の設定後の最初の更新にあつては、二

十年)とする。ただし、当事者がこれより長い期間を定めたときは、その期間とする。

離島振興法(昭和二十八年法律第七十一号)(抄)

別表(第七条関係)

(略)

漁港の区分	事業の区分	事業主体	国庫の負担割合又は補助割合
(略)	(略)	(略)	(略)
(三)(七)	(略)	(略)	(略)

沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)(抄)

(基本方針)

第六条(略)

2(略)

3 基本方針は、沿岸漁場における水産資源の動向並びに沿岸漁業の生産性の向上及びその生産の増大の見通しに即しつつ、沿岸漁場の総合的な利用の方向及び漁港漁場整備法第四条の漁港漁場整備事業(以下「漁港漁場整備事業」という。)の実施の動向に配慮して定めるものとする。

4(略)

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第二百一十号）（抄）

（国の補助の割合の特例）

第八条 県計画に基づいて平成十四年度から平成二十三年度までの各年度において関係県が国から補助金の交付を受けて行う漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第二百三十七号）第四条に規定する漁港漁場整備事業（同条第一号に掲げるものに限る。）のうち、有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善を図るために行う事業で政令で定めるもの（以下「特定事業」という。）に係る経費に対する国の補助の割合は、他の法令の規定にかかわらず、次条に定めるところにより算定するものとする。

構造改革特別区域法（平成十四年法律第二百八十九号）（抄）

（漁港漁場整備法等の特例）

第二十一条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内の漁港（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第二百三十七号）第二条に規定する漁港であつて、その取り扱う水産物の数量が農林水産省令で定める数量以上であるものに限る。以下この条において同じ。）において、特定漁港施設（漁獲物の処理、保管及び加工の用に供する施設（その敷地を含む。）その他の農林水産省令で定める漁港施設（同法第三条に規定する漁港施設をいう。）をいう。以下この条において同じ。）の運営を行う事業で当該漁港における水産物に係る衛生管理の方法の改善その他の特定漁港施設の機能の高度化に特に資するものとして農林水産省令で定めるもの（以下この条及び別表第一号において「特定漁港施設運営高度化推進事業」という。）のうち、当該漁港の漁港管理者（同法第二十五条第一項又は第二項の規定により決定された地方公共団体をいう。以下この条において同じ。）により当該特定漁港施設運営高度化推進事業を実施するために必要な資力及び信用を有することその他の農林水産省令で定める基準に適合すると認められた者（以下この条に

- において「事業者」という。)が実施するものを促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、国又は地方公共団体(これらの者の委託を受けて当該特定漁港施設の管理を行う漁港管理者を含む。以下の条において同じ。)は、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十八条第一項又は地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該事業者が実施する特定漁港施設運営高度化推進事業の用に供するため、行政財産(国有財産法第三条第二項又は地方自治法第二百三十八条第三項に規定する行政財産をいう。)である特定漁港施設を当該事業者に貸し付けることができる。
- 2 前項の規定による貸付けについては、民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百四条並びに借地借家法(平成三年法律第九十号)第三条及び第四条の規定は、適用しない。
- 3 国有財産法第二十一条及び第二十三条から第二十五条まで並びに地方自治法第二百三十八条の五第四項から第六項までの規定は、第一項の規定による貸付けについて準用する。
- 4 第一項の規定により国又は地方公共団体が同項に規定する行政財産である特定漁港施設を事業者に貸し付ける場合における漁港漁場整備法第三十七条第一項の規定の適用については、同項中「又は漁港管理規程によつてする場合」とあるのは、「若しくは漁港管理規程によつてする場合又は構造改革特別区域法(平成十四年法律第二百八十九号)第四条第八項の規定により認定(同法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。)を受けた場合」とする。
- 5 漁港管理者は、特定漁港施設を貸し付ける者が第一項の農林水産省令で定める基準に適合すると認めるに当たつては、農林水産省令で定めるところにより、公告、縦覧その他の当該貸付けが公正な手続に従つて行われることを確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 6 前項に定めるもののほか、特定漁港施設の貸付けに関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

別表（第一二条関係）

番号	事業の名称	関係条項
十一 (略)	特定漁港施設運営高度化推進事業 (略)	第二十一条 (略)